

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 【規則】 ○ (県例規集登載)		目次		岡山県公報	
		担当課(室)	発行 岡山県		
					
				目次	
				担当課(室)	

◎岡山県規則第三十六号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年四月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

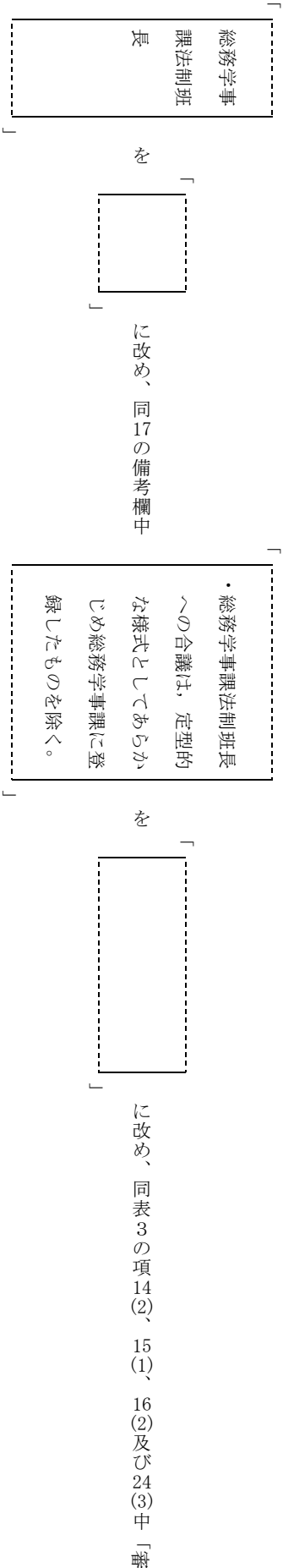
第二条第十五号中、「審議監」を削り、「福祉政策企画監」の下に、「産業戦略監」を加える。

第三条に次の一項を加える。

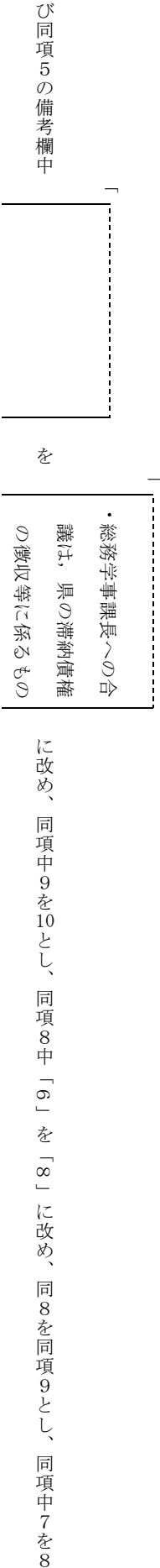
6 環境文化部参与の掌理する事務に係る第一項の規定の適用については、同項及び別表第一(1)（主管課事務を除く。）の決裁区分欄中「課長」とあるのは「環境文化部参与」とする。

第十三条第五項中「及び第三項」を「第三項及び第六項」に改める。

別表第一(1)2の項7中「及び進達」を「進達等」に改め、同項16の備考欄中「もの」の次に「及び関係法令に係る疑義がないと認められるもの」を加え、同項17の合議先欄中



議監及び」を削り、同表5の項1の備考欄中「合議は」の次に「、県の滞納債権（県税に係るもの及び国税又は地方税の滞納処分例によることができるものを除く。以下この項において同じ。）の徴収等に係るものを除くものとし」を加え、同項2の備考欄中「合議は」の次に「、県の滞納債権の徴収等に係るものを除くものとし」を加え、同項4の備考欄及



[illegible]

(3) 登録事項の変更等の届出の受理（附則第20条第2項）								○	
(4) 登録の取消し又は業務の停止命令（附則第20条第2項）								○	
(5) 登録、登録事項の変更、登録の取消し等に係る公示（附則第20条第2項）								○	
5 認定特定行為業務従事者と同等以上の知識及び技能を有する旨の認定（介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）附則第14条第1項）								○	

別表第一(1)に次の一項を加える。

28 岡山県債権管理条例（平成25年岡山県条例第12号）の施行に関する事務	1 担保の処分等又は保証人に対する履行の請求（第6条第1号）						○	
	2 強制執行の手続（第6条第2号）					○		
	3 債権等の放棄（第12条）			○				

別表第二(3)6の項中「14」を「13」に改め、同表に次のように加える。

44 岡山県債権管理条例に基づく保証人に対する履行の請求（第6条第1号）	委任事項に係るものに限る。
--------------------------------------	---------------

別表第三危機管理課の部1の項及び2の項中

○	
を	-
○	

に改め、同部3の項中

[illegible]

別表第三人事課の部2の項に次のように加える。

[illegible][illegible]

1	岡山県債権管理条例施行規則（平成25年岡山県規則第15号）に関すること。												
(1)	県の滞納債権（県税に係るものを除く。以下この項において同じ。）の総合調整（第4条）							○					
(2)	非強制徴収債権の放棄等に係る部局長との協議（第8条）							○					

別表第三県民生活交通課の部5の項から10の項までを削る。
 別表第三中山間・地域振興課の部13の項1(1)中「等」を削り、同部に次の六項を加える。

15 国土利用計画法の施行に関する事務（危機管理課に属するものを除く。）	1 国土利用計画の策定に関すること。								
	(1) 県計画の決定及び変更（第7条第1項、第9項）		○						
	(2) 国土交通大臣への報告及び公表（第7条第5項）				○				
	(3) 市町村計画に対する助言及び勧告（第8条第5項）			○					
	2 土地利用基本計画の策定に関すること。								
	(1) 土地利用基本計画の決定（第9条第1項）		○						
	(2) 国土交通大臣への協議及び公表（第9条第10項、第13項）			○					
	(3) 土地利用基本計画の変更（軽易なものを除く。）（第9条第14項）			○					
	(4) 土地利用基本計画の変更（軽易なものに限る。）（第9条第14項）				○				
	3 土地に関する権利の移転等の許可に関すること。								

16 国土調査法（昭和26年法律第180号）の施行に関する事務	(2) 勧告、勧告期限の延長及び公表の決定（第24条第1項、第3項、第26条）							○	県民局長	
	(3) 事後届出に係る土地の利用目的に関する助言（第27条の2）							○	県民局長	
	6 遊休土地に関する措置に関すること。									
	(1) 遊休土地の認定及び通知（第28条第1項、附則第2条）							○	県民局長	
	(2) 遊休土地の利用又は処分計画に関する助言、勧告等（第30条、第31条第1項、附則第2条第5項）							○	県民局長	
	(3) 遊休土地の買取りの協議を行う者の決定（第32条第1項）						○			
	(4) 買取り協議不成立の場合の利用促進措置（第35条）						○			
	7 地価の調査及び判定に関すること。									
	(1) 基準地の選定並びに標準価格の判定及び周知（令第9条第1項、第5項）						○			
	1 市町村等が行う国土調査に関すること。									
	(1) 市町村等が行う国土調査の指定（第6条第3項）						○			

	(2) 指定に係る国との協議 (第 6 条第 4 項)									
	(3) 成果の認証 (第 19 条第 2 項)									
	2 国の特定計画に基づく地籍調査に関すること。									
	(1) 都道府県計画の決定 (第 6 条の 3 第 1 項)									
	(2) 毎年度の事業計画に係る国及び市町村等との協議 (第 6 条の 3 第 2 項, 第 3 項)									
	(3) 毎年度の事業計画の決定 (第 6 条の 3 第 2 項)									
17 国土調査促進特別措置法 (昭和 37 年法律第 143 号) の施行に関する事務	1 国土調査事業十箇年計画案の作成及び変更に係る国との協議 (第 3 条)									
18 数値情報化事業に関する 事務	1 毎年度の事業計画に係る市町村との協議									
	2 成果の審査に関すること。									
19 岡山県国土保全条例 (昭和 48 年岡山県条例第 35 号) の施行に関する事務	1 開発行為の事前協議の処理 (第 4 条第 1 項)									
	2 事前協議の申出及び許可申請に対する意見具申									

○ 県民局長

3 市町村と事業者の開発協定の締結要請									○ 県民局長	
4 開発行為の許可及び許可の取消し (第 5 条, 第10条)										
(1) 10ヘクタール以上のもの				○						
(2) 10ヘクタール未満のもの								○ 県民局長		
5 開発行為の変更許可 (第 7 条)										
(1) 10ヘクタール以上のもの (軽微なものを除く。)				○						
(2) (1)以外のもの								○ 県民局長		
6 開発行為の完了確認検査 (第 9 条)										
(1) 10ヘクタール以上のもの						○				
(2) 10ヘクタール未満のもの								○ 県民局長		
7 開発許可に伴う監督処分 (第11条)										
(1) 10ヘクタール以上のもの (急を要するものを除く。)						○				

[illegible]

別表第三市町村課の部1の項3中(3)を(4)とし、同3(2)中「第252条の2第4項」を「第253条の2の2第4項」に改め、同(2)を同3(3)とし、同3(1)の次に次のように加える。

(6) 事務の代替執行の勧告 (第252条の16の2第3項)				○				
--------------------------------	--	--	--	---	--	--	--	--

別表第三市町村課の部中16の項を削り、17の項を16の項とする。

[illegible]

別表第三情報政策課の部1の項中「電子情報管理の活用」を「情報システムの構築」に改め、同項1中「電子情報の活用」を「情報システムの構築」に改め、同項2を削る。

別表第三くらし安全安心課の部2の項中40を42とし、19から39までを二ずつ繰り下げ、18を19とし、同19の次に次のように加える。

[illegible]

別表第三くらし安全安心課の部2の項中17を18とし、13から16までを一ずつ繰り下げ、12の次に次のように加える。

の方法及び割合で資産を運用することの承認（第50条の14）							
-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--

13 共済事業に係る経理から他の経理への資金の運用等の承認 (第50条の4)						○			
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--

別表第三へし安全安心の確保の観点から、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）と「食品表示法（平成25年法律第70号）」に定める「販売業者」と「食品関連事業者」との「品質表示に関する」と「表示事項の表示等に係る」と（第19条の14第1項、第2項）と「及びその旨の公表（第6条第1項、第7条）」に改め、同項2を次のように改める。

[illegible]

別表第三へんし安全安心離る強さの頁3中「品質表示」を「食品に関する表示」じ「及び」を「、物件の提出の要求及び」じ「の実施（第20条第3項）を「（第8条第1項、第2項）にめめ、回頁4中「品質表示」を「食品に関する表示」じ「第21条の2第1項」を「第12条第1項」にめめ、回頁5中「品質表示」を「食品に関する表示」じ「申出に基づく調査の実施（第21条の2第2項）を「調査（第12条第3項）にめめ。

別表第三環境企画課の部15のほに「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」や「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に於て、同項中4を9とし、3を8とし、2を7とし、同項1中「第一種フロン類回収業者」や「第一種フロン類充填回収業者」に於て、同1(1)中「第10条第1項、第2項、第13条第2項」や「第28条、第31条第2項」に於て、同1(2)中「第11条第1項、第2項、第13条第2項」や「第29条、第31条第2項」に於て、同1(3)中「第12条第1項」や「第30条第1項」に於て、同1(4)中「第13条第1項」や「第31条第1項」に於て、同1(5)中「第15条第1項」や「第33条第1項」に於て、同1(6)中「第16条」や「第34条」に於て、同1(7)中「第17条第1項、第2項」や「第35条」に於て、同1(8)中「第20条の2第4項」や「第45条第4項」に於て、同1(9)中「回収量」や「充填量、回収量」に、第22条第3項」や「第47条第3項」に於て、同1(10)中「第23条」や「第48条」に於て、同1(11)中「第24条」や「第49条」に於て、同1(12)中「立入検査」や「立入検査等」に、第43条、第44条」や「第91条、第92条」に於て、同1(13)を削り、同1を同項2とし、同2の次に次のように加える。

[illegible]

別表第三環境企画課の部15の項2の前に次のように加える。

[illegible][illegible]

別表第三環境管理課の部16の項中5を6とし、4の次に次のように加える。

(3) 報告の徴収及び立入検査等 (第91条, 第92条)							○ 県民局長	
-------------------------------	--	--	--	--	--	--	--------	--

5 指定調査機関に関すること。									
(1) 指定、指定の更新及び指定の取消し（第3条第1項、第32条第1項、第42条）			○						
(2) 土壌汚染状況調査等を行うこと等の命令（第36条第3項）			○						
(3) 適合命令（第39条）			○						
(4) 報告の徴収及び立入検査（第54条第5項）				○					

別表第三循環型社会推進課の部1の項1(73)中

○

を

○

に改め、同部8の項2中「備」を「回・備」

「蕨」に改め、同項21中「~~蕨90糸~~」を「~~蕨90糸蕨1画~~」に改め、同部に次の一項を加える。

[illegible]

7 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）の施行に関する事務	1 市町村が行う設備整備計画の認定に係る同意（第7条第4項第9号）								○	県民局長	
	2 市町村が行う設備整備計画の認定に係る同意（第7条第4項第10号）						○				

既母「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改め、同項に次のように加える。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

別表第三健康推進課の部に次の一項を加える。

[illegible]

19 食品表示法の施行に関する事務（他課に属するものを除く。）	1 食品関連事業者に対する表示事項の表示等に係る指示，措置命令及び業務の停止命令（第6条）							☐	保健所長
	2 1の指示又は命令をした旨の公表（第7条）					☐			
	3 食品に関する表示に関する報告の徴収，物件の提出の要求及び立入検査（第8条第1項）							☐	保健所長

別表第三生活衛生課の部3の項中22を23とし、15から21までを一ずつ繰り下げ、14の次に次のように加える。

[illegible]

別表第三生活衛生課の部4の項9及び5の項10中

保健所長 ○

を

に改め、同部に次の

一項を加える。

[illegible]

別表第三医薬安全課の部中14の項を15の項とし、7の項から13の項までを一項ずつ繰り下げ、6の項の次に次の一項を加える。

[illegible]

別表第三十二の六米米給の給一の頁九中「家庭的保育事業に」を「病児保育事業に」と改め、同二(二)中「家庭的保育事業」を「病児保育事業」と、「第34条の15」を「第34条の18」に改め、同二(三)中「家庭的保育事業者」を「病児保育事業者」と、「第34条の17第1項」を「第34条の18の2第1項」と改め、同二(四)中「家庭的保育事業」を「病児保育事業」と、「第34条の17第4項」を「第34条の18の2第3項」と改め、同(四)を同二(三)とし、同表八の頁一(三)中「岡山県ひとり親家庭生活支援事業費補助金交付要綱」を「岡山県母子家庭等日常生活支援事業費補助金交付要綱」と改め、同二(五)を削り、同部11の頁1及び2を次のように改める。

1 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関すること。									
(i) 認定、認定の有効期間の更新及び認定の取消し（第3条、第5条、第7条）									
ア 申請者が私立幼稚園の設置者であるもの	総務学事 課長								
イ 申請者が公立幼稚園の設置者であるもの	義務教育								

別表第三障害福祉課の部1の項中7を8とし、6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

	課長								
ウ	その他のもの					○			
(2)	報告の徴収 (第30条)					○			
2	幼保連携型認定こども園に関すること。								
(1)	事業の停止又は施設の閉鎖の命令 (第21条)	義務教育 課長				○			
(2)	設置等の認可，事業の停止又は施設の閉鎖の命令及び設置等の認可の取消し (第17条，第21条，第22条)	総務学事 課長				○			
(3)	報告の徴収，立入検査等のうち一般監査に係るもの (第19条)							○	県民局長
(4)	改善勧告又は改善命令のうち一般監査に係るもの (第20条)							○	県民局長

5 被保護者就労支援事業の実施（第55条の6）

[illegible]

別表第三障害福祉課の部2の項5(1)中

に改め、同部12の項1中「岡山県心身障害者医療費公

費負担補助金交付要綱』や「岡山県心身障害者医療費公費負担制度補助金交付要綱」に定める、同部に次の一項を加える。

17 生活困窮者自立支援法 (平成25年法律第105号) の施行に関する事務	1 生活困窮者自立相談支援事業の実施及び委託 (第4条第1項, 第2項)									○	県民局長	
	2 生活困窮者住居確保給付金の支給 (第5条第1項)									○	県民局長	
	3 不正利得の徴収 (第12条第1項)									○	県民局長	
	4 報告又は文書の提出等の命令等 (第15条第1項)									○	県民局長	
	5 官公署に対する文書の閲覧等の請求又は関係者等に対する報告 の請求 (第16条)									○	県民局長	

別表第三長寿社会課の第3の項(一)人中

「

」

や

」

に定める、同部中の「居宅

サービス事業者等」の次に「(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法(以下この項において「旧法」という。))第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護を行う事業者を含む。)」や更に「指定居宅サービス事業者等」の次に「(旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護を行う事業者を含む。以下この項において同じ。)」や更に

別表第三企業誘致・投資促進課の第4の項及び第5の項並びに第6の項及び第4の項の次に

「別表第三企業誘致の第2の項中の「小規模企業者等設備導入資金助成法」や「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律(平成25年法律第57号。以下この項において「改正等法」という。))附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第9条の規定による廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法」の次に「第(一)の五のイの「貸付規則」や「改正等法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる岡山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則を廃止する規

則（平成27年岡山県規則第17号）による廃止前の岡山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則（平成12年岡山県規則第94号。以下この項において「旧貸付規則」という。）と並び、同（2）を同1（1）とし、同1中（3）と（2）と（1）（4）中「貸付規則」と並び、同（4）を同1（3）とし、同部13の項に次のように加える。

2 小規模企業者等設備貸与資金貸付業務に関すること。										
(1) 貸付決定並びにその変更及び取消し	別表第1 付表による				○					
(2) 貸付金の償還の決定	別表第1 付表による				○					

別表第三経営支援課の部中20の項とし、19の項を21の項とし、18の項を20の項とし、17の項の次に次の二項を加える。

18 小規模企業者等設備貸与事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準備（平成27年規程26第29号）の施行に関する事務	1 資金の貸付条件の変更の申請（第9条）	別表第1 付表による				○				
	2 期限の利益の喪失の場合の手續（第10条）	別表第1 付表による				○				
19 小規模企業者等設備貸与事業に係る都道府県に対する	1 機構貸付金の償還の決定（第5条、第14条）	別表第1 付表による				○				

る資金の貸付けに関する細則（平成27年要領26第57号）の施行に関する事務	る									
2 機構貸付金の借入申請（第19条）	財政課長				○					
3 機構貸付金の貸付決定変更申請（第21条）	財政課長				○					
4 機構貸付金の交付請求（第23条）					○					

別表第三農産課の部中１の項を削り、２の項を１の項とし、３の項から２０の項までを一項ずつ繰り上げ、同部２１の項中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「食品表示法」に改め、同項１中「製造業者等」を「食品関連事業者」に、「表示に関する」を「表示事項の表示等に係る」に、「命令及び公表（第１９条の１４第１項、第２項、第１９条の１４の２）」を「（第６条）」に改め、同項２及び３を次のように改める。

[illegible]

別表第三農産課の部中21の項を20の項とし、22の項から24の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第三畜産課の部17の項中12を13とし、3から11までを一ずつ繰り下げ、2の次に次のように加える。

3 医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の登録の申請書の受理 (第36条の8 第2項)						○ 家畜保健衛生所長
---	--	--	--	--	--	------------

別表第三畜産課の部18の項中3を5とし、2を3とし、同3の次に次のように加える。

[illegible]

別表第三畜産課の部18の項1の次に次のように加える。

[illegible]

別表第三種題語の第35の項中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「食品表示法」に改め、同項1中「製造業者等」を「食品関連事業者」に、「表示に関する」を「表示事項の表示等に係る」に、「命令及び公表（第19条の14第1項、第2項、第19条の14の2）」を「（第6条）に改め、同項2及び3を次のように改める。

[illegible]

別表第三耕地課の部8の項1中(16)を(21)とし、(15)を削り、同1(14)中「耕種」に改め、「墾」の次に「及び」を、「第2条第1項」の次に「第2条第1項、第2項」を加え、同(14)を同1(16)とし、同(16)の次に次のように加える。

別表第三耕地課の部８の項１中(13)を(15)とし、(12)を(14)とし、(11)を(13)とし、(10)の次に次のように加える。

[illegible]

別表第三耕地課の部中12の項を13の項とし、9の項から11の項までを一項ずつ繰り下げ、8の項の次に次の一項を加える。

(11) 操作規則の策定及び変更並びに関係市町村長の意見徴収（第14条の2第1項、第3項、第4項）								○	県民局長	
(12) 他の管理者の管理する操作施設に係る操作規程の承認及び変更の承認、協議及びび変更の協議並びに関係市町村長の意見聴取（第14条の3第1項、第3項、第4項、第5項）								○	県民局長	

[illegible]

[illegible]

に、

○
県民局長

を

○

に改め、同部11の項を削り、同部12の項1中「第6の1」を「第4

[illegible]

別表第三林政課の部16の項3中「母田の受取及び」を「食品に関する表示に関する」に、「第21条の2第2項」を「第12条第3項」に改め、同項を同部15の項とし、同部中17の項を

を16の項とし、18の項を17の項とし、19の項を18の項とし、20の項を削り、21の項を19の項とし、22の項を20の項とし、同項の次に次の二項を加える。

[illegible]

別表第三林政課の部23の項を削る。

別表第三治山課の部1の項5(2)中「和安林」を「指定の理由の消滅による和安林の指定」に、「第26条の2」を「第26条の2第1項」に改め、同5中(10)を(11)とし、(3)から(9)までを
一ずつ繰り下げ、(2)の次に次のように加える。

[illegible]

別表第三水産課の部中32の項を33の項とし、27の項から31の項までを一項ずつ繰り下げ、同部26の項1中(21)を(26)とし、(17)から(20)までを5ずつ繰り下げ、(16)を削り、同1(15)中「諸師管理者以外の者」を「他の管理者」に改め、「監督」の次に「及び措置命令」を、「第20条第1項、第2項」を加え、同(15)を同1(17)とし、同(17)の次に次のように加える。

[illegible]

別表第三水産課の部26の項1中(14)を(16)とし、(13)を(15)とし、(12)を(14)とし、(11)の次に次のように加える。

[illegible]

他の管理者の管理する操作施設に係る操作規程の承認及び変更の承認、協議及び変更の協議並びに関係市町村長の意見聴取（第14条の3第1項、第3項、第4項、第5項）

○ 県民局長

別表第三水産課の部中26の項を27の項とし、16の項から25の項までを一項ずつ繰り下げ、15の項の次に次の一項を加える。

16 内水面漁業の振興に関する法律(平成26年法律第103号)の施行に関する事務	1 県計画の策定(第10条第1項)								
	2 協議会の設置(第35条第2項)								

別表第三道路整備課の部1の項2中(37)を(40)とし、(19)から(36)までを三ずつ繰り下げ、(18)の次に次のように加える。

[illegible]

別表第三道路整備課の部中9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項の次に次の一項を加える。

[illegible]

別表第三防災砂防課の部2の項1中(16)を(21)とし、(15)を削り、同1(14)中「海軍監理部及びの部」を「海軍監理部」に改め、「監理」の次に「及び措置命令」を、「第20条第1項」の次に「第21条第1項、第2項」を加え、同(14)を同1(16)とし、同(16)の次に次のように加える。

(2) 車両の移動等の命令 (第76条の6第1項)									○	県民局長
(3) 指定道路区間の周知 (第76条の6第2項)									○	県民局長
(4) 車両の移動等 (第76条の6第3項)									○	県民局長
(5) 他人の土地の一時使用又は障害物の処分 (第76条の6第4項)									○	県民局長
2 市町村道の道路管理者に対する指示 (第76条の7)									○	県民局長
3 損失補償の決定 (道路管理者がした処分に係るものに限る。) (第82条第1項)				○						

[illegible]

(20) 海岸協力団体からの報告の徴収，海岸協力団体に対する措置命令及び海岸協力団体の指定の取消し（第23条の5第1項，第2項，第3項）										○ 県民局長	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--------	--

別表第三防災砂防課の部2の項1中(13)を(15)とし、(12)を(14)とし、(11)を(13)とし、(10)の次に次のように加える。

(11) 操作規則の策定及び変更並びに関係市町村長の意見徴収（第14条の2第1項，第3項，第4項）										○ 県民局長	
(12) 他の管理者の管理する操作施設に係る操作規程の承認及び変更の承認，協議及び変更の協議並びに関係市町村長の意見聴取（第14条の3第1項，第3項，第4項，第5項）										○ 県民局長	

別表第三防災砂防課の部2の項2(1)中「新設，」を「新設又は」に改め、関係の項1(1)の合體先體中

関係課長	
治山課長 水産課長 港湾課長	

を

に改め、同(1)の備考欄中

治山課長 水産課長 港湾課長 建築指導

を

に改め、関係の項1(1)中「第6条」を「第7条」に改め、同1(2)中「第8条」を「第9条」に改め、同項2(1)中「第9条，第16条」を「第10

課長

条、第17条」に改め、同2(2)中「第13条」を「第14条」に改め、同2(3)中「第14条」を「第15条」に改め、同2(4)中「第17条」を「第18条」に改め、同2(5)中「第20条」を「第21条」に改め、同2(9)中「第21条」を「第22条」に改め、同2(10)中「第22条」を「第23条」に改め、同項3(1)中「第25条」を「第26条」に改め、同項5中「第29条」を「第31条」に改め、同5を同項6とし、同項4中「第26条」を「第28条」に改め、同4を同項5とし、同項3の次に次のように加える。

4 土砂災害警戒情報の提供（第27条）

別表第三港湾課の部9の項1中(21)を(26)とし、(17)から(20)までを5ずつ繰り下げて(16)を繰り、同1(15)中「海岸管理者以外の者」を「他の管理者」に改め、「監督」の次に「及び措置命令」を、「第20条第1項」の次に「、第21条第1項、第2項」を加え、同(15)を同1(17)とし、同(17)の次に次のように加える。

(18) 他の管理者の管理する操作施設に関する監督（第21条の2第1項、第2項、第3項、第21条の3第1項、第2項）										○	県民局長	
(19) 災害時における緊急措置（第23条第1項、第2項）										○	県民局長	
(20) 海岸協力団体の指定及び名称等の変更の届出の受理（第23条の3第1項、第3項）										○	県民局長	
(21) 海岸協力団体からの報告の徴収、海岸協力団体に対する措置命令及び海岸協力団体の指定の取消し（第23条の5第1項、第2項、第3項）										○	県民局長	

別表第三港湾課の部9の項1中(14)を(16)とし、(13)を(15)とし、(12)を(14)とし、(11)の次に次のように加える。

(12) 操作規則の策定及び変更並びに関係市町村長の意見徴収 (第14条の2第1項、第3項、第4項)										○ 県民局長	
(13) 他の管理者の管理する操作施設に係る操作規程の承認及び変更の承認、協議及び変更の協議並びに関係市町村長の意見聴取 (第14条の3第1項、第3項、第4項、第5項)										○ 県民局長	

別表第三港湾課の部9の項2(1)中「新設改良工事」を「新設又は改良工事」に改める。

別表第三都市計画課の部1の項17を次のように改める。

17 監督処分 (第81条)											
(1) 委任事項に係るもの								○ 県民局長			
(2) その他のもの							○				

別表第三都市計画課の部1の項18中「第87条の2第5項」を「第87条の2第6項」に改め、同部中3の項を削り、4の項を3の項とし、5の項から14の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第三建築指導課の部2の項1(2)中「第60条の2」の次に「、第60条の3」を加え、同項4中(33)を(34)とし、(24)から(32)までを一ずつ繰り下げ、(23)の次に次のように加える。

(24) 特定用途誘導地区内における建築物の高さの制限許可 (第60条の3)						○					
--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

別表第三建築指導課の部中17の項を18の項とし、12の項から16の項までを一項ずつ繰り下げ、同部11の項1中「宅地建築物取引士証」を「宅地建物取引士」に改め、同項2中「宅地建物取引士証」を「宅地建物取引士証」に改め、同項を同部12の項とし、同部中10の項を11の項とし、4の項から9の項までを一項ずつ繰り下げ、3の項の次に次の一項を加

える。

[illegible]

別表第三建築指導課の部に次の一項を加える。

[illegible]

別表第三住宅課の部8の項を次のように改める。

8	ペンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に関する事務	1	ペンション建替事業に関すること。						
		(1)	ペンション建替組合（以下この項において「建替組合」という。）の設立の認可（第9条第1項）						○
		(2)	事業計画に係る意見書の審査及びそれに伴う事業計画の修正命令等（第11条第3項、第34条第2項）						○

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三都市計画課の部1の項18の改正規定は、平成二十七年六月四日から施行する。

[illegible]